４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	
第２条第１項第47号の３に掲げる無線設備	ＵＯ
第２条第１項第47号の４に掲げる無線設備	ＵＰ
［略］	

［５　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の日前に受けた電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証により表示が付されたこの省令による改正前の無線設備規則第四十九条の二十に規定する無線局の無線設備については、この省令による改正後の無線設備規則第四十九条の二十に規定する条件に適合するものとして当該表示が付されたものとみなす。

○総務省令第八十八号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

総務大臣　武田　良太

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法制管理室及び調査官） **第十六条**　調査法制課に、法制管理室及び調査官一人を置く。 ２　法制管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　行政機関の運営に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。 二　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定により総務大臣の権限に属させられた事務に関すること。 三　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。 四　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。	（情報システム管理室及び企画官） **第十六条**　行政情報システム企画課に、情報システム管理室及び企画官一人を置く。 ２　情報システム管理室は、行政機関が共用する情報システム（他の行政情報システムの基盤となるものを除く。）の整備及び管理に関する事務をつかさどる。

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	
第２条第１項第47号の３に掲げる無線設備	ＵＯ
［同左］	

［５　同左］